

新型コロナウイルス感染症に対する対応方針（令和2年4月23日改定）
の一部改正

熊本県立大学では県内外で新型コロナウイルス感染がさらに拡大しつつあったことから、学生及び教職員への感染防止及び安全確保のため、「新型コロナウイルス感染症に対する対応方針」を4月23日に改正し、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応指針」のレベル3（制限大）を踏まえた取組みを進めている。

大学では熊本県内の感染者数が4月27日以降1名しか発生していないこと、また、去る5月5日に開催された熊本県・熊本市合同専門家会議等の意見を踏まえ、感染防止対策を徹底しつつ、次のとおり、対応方針（令和2年4月23日改定）を一部改正する。

1. 授業

遠隔授業を受講するために必要なパソコンやタブレット端末、スマートフォンを所有していない、又はインターネットで視聴できない学生は5月21日以降、情報処理実習室を授業に使用していない場合には利用することができる。

2. 大学施設の使用

学生は5月21日以降、図書の貸出し・返却以外の図書館利用もできることとする。

3. 学生活動等

就職相談については、出来るだけ早くインターネットを活用した遠隔相談を実施する。